

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和5年 3月 1日
午前10時25分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【危機管理監】

①議案第1号 安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

(2) 議案審査【総務部関係】

①議案第3号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(3) 議案審査【企画部関係】

①議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

②議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

(4) 報告事項【企画部関係】

①安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定について

(5) 議案審査【教育委員会関係】

①議案第24号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

②議案第25号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(6) 報告事項【教育委員会関係】

①学校規模適正化推進事業の進捗状況について

②閉校となった学校施設等の利活用提案について

3、陳情・要望等審査

(1) 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦 田 宏 治	副委員長	山 本 数 博
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	先 川 和 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	秋 田 雅 朝	委員	大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(24名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画部長	猪掛公詩
教育次長	宮本智雄	企画部次長	徳澤政秀
危機管理課長	國岡浩祐	総務課長	新谷洋子
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	高下正晴
地域営農課長	稲田圭介	農林水産課長	森田修
商工観光課長	松田祐生	<small>教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長</small>	柳川知昭
生涯学習課長	児玉晃	危機管理課防災・生活安全係長	塚本真樹
総務課行政係長	下瀬秋穂	財政課財政係長	小野哲司
政策企画課企画調整係長	森本貞彦	危機管理課防災・生活安全係主査	五島裕子
教育総務課学校統合推進室統合推進係長	岡本充行	市民文化センター館長	原田和雄

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	毛利幹夫	総務係長	藤井伸樹
主査	日野貴恵	主任主事	山口渉

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 開会

- 芦田委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第3回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の日程は、お手元にお配りしておりますとおり、2月27日開会の本会議において付託のあった6件の議案審査、3件の報告事項、陳情・要望等1件の審査を行います。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本日は、6件の議案審査と3件の報告があります。担当より詳細を説明します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 芦田委員長 それでは、議事に入ります。  
これより、危機管理監に係る議案審査を行います。  
議案第1号「安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 それでは、議案第1号につきまして、要点を御説明いたします。  
本条例は、本年4月1日からの改正個人情報保護法の施行により、これまで災害対策基本法及び安芸高田市個人情報保護条例に基づいて作成などをしてきました、この法の改正によりまして、避難行動要支援者名簿や個別避難計画が避難支援等関係者に提供することが許容されなくなることから、これらの情報を提供できるように、取扱いに関する根拠等を条例で定めるものでございます。  
詳細につきましては、危機管理課長が説明をいたします。  
以上です。
- 芦田委員長 國岡危機管理課長。
- 國岡危機管理課長 それでは、議案説明資料を御覧ください。  
まず、(2)案の要旨ですが、一昨年5月に成立しました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、改正個人情報保護法が本年4月1日から施行されます。  
改正個人情報保護法が施行されましたら、個人情報の利用目的以外の利用が制限され、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿等の提供ができなくなりますので、提供を可能とするために、避難行動要支援者名簿等の取扱いに関する根拠等を条例で定めるものです。  
次に、(3)の「条例で定める項目」でございますけれども、お示しております9項目で、条例の施行日は本年4月1日としております。  
続いて、議案書の2ページを御覧ください。  
このたびの条例のポイントになります。名簿情報・個別避難計画情報

の提供については、第4条に規定しております。

また、個人情報の管理や利用等については、第5条から第8条に規定しております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○芦田委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 第4条の名簿情報・個別避難計画情報の提供の部分でお伺いいたします。

非常に個人情報の取扱いというのは難しいと思うんですけども、この名簿情報は、ここの文書では、「災害の発生に備え」等が書かれておるんですけども、どの段階で情報提供ができるようになることを想定しているのか、教えてください。

○芦田委員長 國岡課長。

○國岡危機管理課長 まず一つが、災害発生に備える場合、これが平時の場合になります。

それから、もう一つが、第4条の第2項に規定しております、まさに災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合ということで、実際に災害に直面した場合、この2種類に考えております。

以上です。

○芦田委員長 田邊委員。

○田邊委員 災害が起きてから、じゃあ情報を提供しようだと、要支援者といいますが、そこの避難をどうするかというのは、非常に間に合うのかという課題が出てくると思います。そこに対して、平時の時点で災害に備えるというふうにあるんですけども、この情報提供者そのものがいろんな団体がある中で、例えば民生委員であるとか、児童委員という方がおられます。その方に個人情報を平時に渡して、その情報を管理していただくということになるのでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

國岡課長。

○國岡危機管理課長 平時の段階では、個別避難計画をつくっております、避難に支援の必要な方を、地域の方、自主防災の方であったり、民生委員の方を支援者と選定していただきまして、そういったリストの中で、実際、災害に遭ったときに支援が必要な方をどなたが対応するかというのを、それぞれの自主防災組織で支援者を選定していただくようになっておりますので、そういった方向で提供を、今させていただきます。

○芦田委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 補足をいたします。

まず、名簿なんですけれども、この提供を平時においても同意をしてくださっている方については、先ほど國岡課長のほうが説明しましたとおり、2条のところに定義がありまして、この(3) 避難支援者等関係者

の方々には、平時において提供ができることになっております。ですので、災害が切迫をしてから提供するのではなく、同意が取れていらっしゃる方については、平時の段階において提供しております。

以上になります。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 避難支援者等の選定ですよ。ここには団体名が全部、2条の3号に書いてあるんですが、自主防災組織、地域振興会というのがあるんですけども、どのように支援者の願いをされていくのか。ここが一番大切であろうと思うんですね。スタートの時点で支援者がおらんようなら、このことにはならんという。

今、書いてあるというようなことを言われたような気がするんですが、それはどこに書いてあるのかなと思って。

その分は別にして、支援者の願いはどのようにされるのか。

○芦田委員長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 恐らく誤解があるのかもしれないんですけども、書いてあるという答弁は、恐らく今しておりません。

どういう形で願いをするかということにつきましては、県と連携をしまして説明会を実際に実施しております。

その中で、自主防災組織の役員の方、また振興会の役員の方に、この支援者の目的であったり、この制度の目的というのを御説明させていただきまして、地域で支援者になっていただく方を見つけてください、探してください、場合によっては、ぜひその役員の方々も支援者になってくださいという御協力を、各種説明会においてお願いをしているところでございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 ということは、安芸高田市支援者名簿というのもできるということですか。それぞれの自治会の、我々は常会と言うんですが、それぞれの地域ごとの支援者名簿というのもつくられて、年間の研修会もやられるというような考えもあるんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 避難を支援をする方の名簿については、作成は考えておりません。一方で、個別避難計画、こういったところにその避難を支援する方のお名前が書き込まれるという形になります。

また、名簿の中にその避難支援者のお名前、その名簿の中には、お名

前は今現在入っていません。ですので、そこが必要かどうかにつきましては、今、山本委員から御指摘をいただきましたので、課の中で検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

第8条で、漏えいの防止のための措置等を掲載してあるんですが、この中で、漏えいがあるのはなりません、ないとも限らないけれども、漏えい防止のための適切な措置というのは、大体、何か想定されていることはあるのでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

國岡課長。

○國岡危機管理課長

現在、名簿情報等を提供する際に、名簿受領書により厳重な管理と目的外使用をしないことについて誓約をしていただいております。今後も、同様の措置を行いたいと考えております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員

それで、そういうことが考えられるとあるんですが、第2項で、漏えいが生じたりおそれがあるときには、速やかにその旨を市長に報告ということなんですが、その市長に報告されたら、その後どのように想定されているのか、答えられれば、お願いしたいと思います。

○芦田委員長

答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

その個人情報の漏えいの範囲、規模、またその起きた事象に基づきまして、厳正に対応してまいりたいと考えております。

具体的には、会見が必要であれば、その会見をする。また、そしてその取扱いを是正しなければならないということにつきましては、速やかに是正をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほど説明の中に、名簿提供の同意者という言葉があったと思うんですけども、この条例の中に、まず同意をした者が名簿となるというような説明がないかと思うんですけども、その辺りはどういうふうに整理されているのでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

それにつきましては、お手元に説明資料があると思うんですが、その

条文、災害対策基本法上に同意という言葉が出ていまして、その中を、条文上、引用しておりますので、同意という言葉が具体的に条例には記載されておられません。

以上になります。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません、ちょっと余計に分からなくなってしまったので、もう一度お聞きしたいんですけども、名簿そのものをつくったものを、いろんな組織には、例えば自主防災組織に持っていただく。でも、要は避難をしないとイケない人、その人が避難するのを支援される方がおられて、でもそれは組織そのものではなく、あなたはこの人の避難を手伝ってくださいね、あなたはこの人ねっていう、多分、振り分けをされるようになるんだと思うんですけども、その自主防災組織で持っている名簿には、それの一覧になるのか、例えばAさんがBさんを支援しないとイケなかったら、AさんはBさんの情報だけを提供してもらうのか、いわゆる運用ですね、そこがちょっと分からないんですけども。

例えば、AさんはBさんの避難支援をするんだから、Aさんの住所であるとか電話番号であるとか、そういった個人情報を提供されるのか、自主防災組織としてその全ての方の一覧表をAさんが管理しないとイケなくなっているのか、そこがちょっと分かりにくいんですけども、ちょっと教えていただければ。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 まず、名簿につきましては、自主防災組織の役員のほうにお渡しをします。あわせて、個別避難計画についてもお渡しをします。避難支援者ですね、避難をすることが難しい方の避難を支援する方に関しては、個別支援計画をお渡ししますので、そこは、そういう取扱いをさせていただいております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど、秋田委員の質疑の中で、8条の2項の答弁で、市長が対応するという報告ですけども、その情報が漏えいした被情報提供者への対応はどのようにするんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 正確に答弁がしたいので、確認をしながら答弁をさせていただきます。

今、熊高委員のほうから、情報提供者というふうにおっしゃったんで

すが、その情報提供者というのは、主体は、自主防災組織を指されているのか、それともどなたを指されていますでしょうか。

○芦田委員長 熊高委員。

○熊高委員 8条の2の「被提供者は」というふうに書いてあって、それを市長に報告をするというふうな形に読み取れたんですけども、いわゆる要支援者ですよね、第2条の(3)、これは避難支援者ですか、だから避難を支援される方の情報が漏えいするということですよ。その該当する方に対しての対処というのはどうなるんでしょうかということです。

○芦田委員長 答弁を求めます。

熊高委員。

○熊高委員 質問の仕方が悪いんでしょうが、要は、一番避難支援をしていただく当事者ですよ、その方の情報が漏えいするということですよ。そうなったときに、その方への対応というのはどのようにするんでしょうかということです。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 先ほど御答弁申し上げましたが、その漏えいの規模、どういうところへ漏えいをしたのか、その事象に基づいて、避難の提供というか、避難を助けてもらう方への対応が変わってくるというふうに理解をしております。ですので、その起きた漏えい事故の内容に基づきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

少しちょっと具体的な部分につきましては、どういうことが考えられるのかということにつきまして、全国の事例も研究しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 先ほどの答弁を基本的に繰り返していただいたんですが、最終的には、その当事者に対する規模とか事象によって違うという、おっしゃるとおりだと思うんですが、最終的には、その方の個人情報はどう扱ったかということに最終的にはなってくるんで、そこへの配慮というのがどのようにされるのかなということでお聞きしたんで、今の御答弁で、これから具体的にそういう事象を想定しながら考えていくということよろしいですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 今、熊高委員から御指摘がございました。その対象者が不自由しないように、その対象者に寄り添った形の対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。



- 芦田委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。
- 熊高委員 そのことは、以後のことにいろいろ影響してくると私は想定して確認をしたんで、その辺を確実に行っていただきたいということを申し添えておきます。  
そして、もう1点、先ほど松崎危機管理監のほうで、県と共に事前説明会を行ったというふうに聞き取ったんですが、それは具体的にどのように、どの範囲でやられたのかということをお聞きしたいと思います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 こちらにつきましては、市内に81の自主防災組織、また振興会組織、ないところがありますので、関係する振興会組織を集めまして、役員の方に出席をしていただきまして、そこの中で具体的に説明をしております。季節で言いますと、6月に説明会を実施させていただきました。  
今後も、こういった形で、なかなか制度の浸透が難しいので、県の協力も仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。
- 熊高委員 そこが一番肝になるんかなという気がします。地元、あるいは関係者の理解が進まないと、基本的にうまく進むことも進まないというふうに思いますので、4月1日から施行するというふうに、この条例で書いてありますけれども、その辺の施行をした、スタートした時点で、皆さんにその説明会だけで十分伝わっておるのか、あるいは今後もスタートした時点で、具体的に今後のそういった周知徹底も含めて、いろいろ地域の皆さんを含め、各団体との情報交換というのも改めてするのかどうか、お聞きしたいと思います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 こちらの制度につきましては、以前からあるものになっております。しかしながら、その制度の浸透という部分につきましては、まだまだ浸透し切れていないという部分があります。御指摘にありましたとおり、今後も継続的に、市単独、また県とも連携をしながら、しっかりと関係機関に対しまして、制度の周知、またこういう制度、こういった形の取扱いをしていくということにつきまして御説明をしてまいりたいと考えております。  
以上です。
- 芦田委員長 熊高委員。
- 熊高委員 安芸高田市、広範囲でありますし、地域の状況というのは非常に複雑な地域性もあると思うんですけれども、そこらも含めて、一括でやる

のか、地域で改めてそういったことをやっていくのか、あるいはそれぞれの団体に応じたような説明会をしていくのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 おっしゃるとおりです。組織に応じまして、その温度差、また、抱えている事情、こういったものが違うんですね。そういう部分もありますので、モデル的に、先駆的に対応ができる組織につきましても、モデル事業を進めていくなど、その地域、団体に応じた形をいろいろと試行して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第1号「安芸高田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第1号の審査を終了します。  
ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
これより、総務部に係る議案審査を行います。  
それでは、議案第3号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
行森部長。

○行森総務部長 それでは、要点の説明をさせていただきます。  
本案は、オンラインによる手続について、本条例で一括して規定することにより、個別の事務手続の根拠となる条例等の改正の事務簡素化を

図るものでございます。

詳細については、課長から説明をいたします。

○芦田委員長

新谷総務課長

○新谷総務課長

議案の説明資料で説明をいたします。

2の改正内容を御覧ください。

(1)第3条第4項で、署名等の代替規定について定め、個別条例等で署名、押印等が必要とされている手続を、オンライン化する場合に、マイナンバーカードの署名用電子証明書等で署名、押印等の代替とすることができますこととしています。

次に、第3条第5項で、手数料の電子決済について定め、個別条例等で手数料の納付方法が定められている場合にも、電子決済で納付することができますこととしています。

次に、第7条で、添付書面等の省略について定め、個別条例等で添付書類が必要とされている場合に、必要な情報をマイナンバーカードやシステム連携により入手・参照できる場合は、添付書類を省略することができますこととしています。

(4)その他として、令和5年度機構改革や国の法律を踏まえた文言の整理を行っております。

3の施行期日ですが、附則として、施行期日は公布の日からとしております。

以上で、説明を終わります。

○芦田委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

すみません、手数料の電子決済について、電子決済と一言で言っても、いろんなものがあると思うんですけども、具体的にこれを使うというものは決まっているのでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長

現段階では、まだ決まっておりません。

○芦田委員長

答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員

いろんな電子決済の方法がある中で、いろんなものによって手数料等も違ってくると思います。その手数料を支払ってでも、やはり電子決済をするメリットがあるという判断だということでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長

市民の方が市役所に来なくても手続ができるというものを目指しておりまして、効率化等の観点から有益なものだと考えております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員　　ちょっとこれ、一例を挙げて、具体例で話をしてもらえんでしょうか。住民票を取るといったときに、どのようなことになったら、住民票がもらえるかと、具体例での説明はできませんか。

○芦田委員長　　答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長　　本案は、オンラインで手続きができるように環境を整えるということで、具体的に何についてどういうふうな形をもって手続きをするというところにつきましては、現段階では、それぞれの担当部署のところで検討をしていただくということになるかと思えます。

例えばなんですけれども、現在、LINEを導入いたしまして、機能の拡充をしておりますが、将来的にLINEを使って住民票等の申請をする場合に、本来、窓口に行って住民票を取る場合には、身分証明等を出して手数料を払っていただくようになるんですけれども、LINEで申請をして、マイナンバーで本人確認をして、決済も携帯で行うというような形を想定しております。

○芦田委員長　　答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員　　市役所に来んでもいいような方法をとって、過去にも、私も質問しましたし、他の同僚議員も質問されて、本年4月1日から、そういうようなオンラインで申請手続きができて、交付ができるような方向で考えとるという答弁だったと思うんです。

今、課長が言われたように、極端に言ったら、在宅で申請書を送って、電子証明書で送り返してもらおうと、こういうようなことが、この条例施行によって4月1日からできるようになるかのように感じたんですけれども、公布の日から施行ということは、議決したらすぐ公布するという事なんで、もう施行されるということでしょう。ということは、4月1日から、そういう電子申請ができるという準備のための条例かなと思って聞かせてもらいよろんですけれども、違いますか。

○芦田委員長　　答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長　　この条例は、申請ができるための条例整備で、申請自体については、同時並行してということではなく、今後、まず整備等を行って導入していくという形になるかと思えます。その導入をするに当たっての条例整備をまずさせていただいているというものです。

○芦田委員長　　山本委員。

○山本委員　　最後に、ちょっと確認しますが、基礎的な条例で、条例の準備をしたと。その受入体制というんですか、交付手続や何かは、来年度に入ってから、それぞれ各担当課が準備をして、でき次第、実施してい

くということですか。一斉に、安芸高田市が電子申請の受付を始めると  
いうんじゃないくて、それぞれの担当部署ができ次第、それぞれから始め  
ていくということですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長 今、具体的に言明はできないんですけれども、順次、準備ができ次第、  
進めていきたいというところです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほどの田邊委員の電子決済の内容について問合せがありましたが、  
今後、決めていくということなんですけれども、施行期日というのは、  
公布の日、議決の日というふうになっておるんですが、そんなにもう時  
間がないんだと思うんですね。その間までに、その期日までに決めてい  
くという考えで大丈夫なんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長 本条例は、電子決済ができるための条例の整備です。まず、条例のほ  
うで整備をして、今後、具体的な操作等については、順次、整えていく  
というふうに想定をしております。

したがって、本条例は、そのものができるようになるための条例  
整備をまずさせていただいてるところです。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 改めて、私のほうで整理してお伝えします。

先ほど説明もあつたんですが、改めてこの説明資料の1の趣旨をしつ  
かりとお読みください。

個別の事務手続の根拠となる条例等の改正の事務の簡略化を図るのが、  
こちらの条例です。

なので、これ以降ですね、いろんなオンライン化が進むわけなんです  
けれども、その土台を定めるのが、こちらの条例です。

何が土台として必要かというのが、2に書いてあります。(1)、  
(2)、(3)、(4)その他ですね。

(1) なんか分かりやすいんですが、署名とか押印が今まで物理的  
に必要だったんですが、それはオンラインでできませんので、オンライ  
ン上でその代替ができるようにしましょうと。

(2) 今まで現金を窓口で渡したりしていたわけなんですけど、それも  
窓口に来んでも済むように電子決済を導入できるようにしますというの  
が、こちらの条例です。

ですので、今、新たな質問・質疑があつたんですが、個別については、  
そのオンライン化するものによって、都度、都度定められます。

- 御理解ください。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。
- 熊高委員 市長の答弁で、大分整理ができました。  
これまで、住民票とか印鑑証明書等は、例えば私なんかは郵便局でよくやるんですけども、そこでは現金を投入して決済をするという形になっておりますが、国の法律が印鑑を廃止するという大きな流れになっていますから、そこに対応できるような基盤をつくっていくための、この改正内容4点だというふうに考えてよろしいのでしょうか。  
今後、具体的に工程表といいますか、そういったものは、順次、示してくるということでもよろしいのでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
新谷課長。
- 新谷総務課長 この条例整備は、先ほども市長が申しましたように、土台の整理ということですが。  
工程表につきましては、示すといいますか、順次、整えていきたいと思っておりますので、今のところちょっと考えてはおりません。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。
- 熊高委員 じゃあ、我々もその提案されたときに、順次、審議するしかないということですね。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
新谷課長。
- 新谷総務課長 はい、御理解いただきたいと思います。
- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第3号に対する質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第3号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第3号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~○~~~~~

- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
これより、企画部に係る議案審査を行います。  
それでは、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
猪掛企画部長。
- 猪掛企画部長 それでは、議案第5号についての要点の説明をいたします。  
本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。  
説明資料を御覧いただき、1ページをお開きください。  
令和5年度、新たに協定を締結する指定管理者制度導入施設は11施設で、全て再指定による施設です。  
指定の年数は、3年間の指定のものが4施設、1年間のものが7施設となっています。  
説明資料の2ページ以降には、本年4月1日現在で指定管理者制度を導入することとなる全ての公の施設について、一覧でまとめております。  
全64施設のうち、施設名に米印がついている11施設が、本議案の対象となっております。  
議案書のほうですが、議案書におきましては、これらの施設を関係条例ごとに掲載をし、整理をしております。  
以上で、要点の説明を終わります。
- 芦田委員長 以上で、説明を終わります。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 今年度更新を迎えるところが11施設ということで、これまで契約年数が3年間だったものが1年間になっているところが複数あると思いますが、その3年間だったものを1年にする理由というのは、どういったものがあるのでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
沖田課長。
- 沖田財政課長 今回、3年だったものを1年にするというところでございます。指定管理者による管理が適切に行われるように、定期的に見直す機会を設けるために期間を定めておりますけれども、今回、3年だったものを1年に変

えている施設については、施設の利用促進を今後さらに見直す取組を進める必要があるということから、今回、1年にしております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 利用促進を見直すためという答弁だったかと思うんですけども、3年のままのものがあつたり、1年になるものがあつたりと、その利用促進を見直すためという基準でばらつきがあると。それは、施設ごとにばらつきがあるのは、施設ごとに評価されて、そういう判断になっているのかと思うんですけども、それぞれどういう評価をされて、そういう判断というか、ここは1年にしよう、ここは3年でいいだろうという判断をしているんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を終わります。

石丸市長。

○石丸市長 先ほどの課長の説明が大分ソフトに表現してあったので、私のほうからシンプルにお伝えをします。

この指定管理者制度というのは、指定管理料というものが発生します。端的に言えば、その指定管理料を機動的に見直すために、期間を短くしてあります。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 指定管理料というのは、この指定期間において基本的には据え置きになります。1,000万円と決めたら、5年間であれば、毎年1,000万円ずつなんですね。でも、1年刻みであれば、それを単年度ごとで見直せます。それが機動的に指定管理料を見直すという具体的な内容です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 1年ごとだと、短いスパンで見直しができるという説明だったと思うんですけども、それであれば、例えば香六ダムですよ、香六ダムは3年で、例えば土師ダムは今年1年になると。その差がどうして出てくるのかなと、シンプルに疑問に思うわけです。その辺りの説明をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この指定管理施設については、市長就任以来2年半をかけて、全てを検証してきました。

その結果、検証が終わった、十分できたものについては、3年なり5年なり長い期間で安定的に指定管理をお任せしようという判断に至っています。それがまだ終わっていないところについては、1年刻みで見直すと、そのように分類をしています。

○芦田委員長 答弁を終わります。



南澤委員。

○南澤委員 検証という言葉をお使いになられたんですけれども、どういった点を検証して、3年になったところは、どういう疑念というか、検査すべきところがクリアになったのか、お聞かせください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 施設のまず属性によって見直す、チェックする検証するポイントは異なります。端的に言えば、観光施設、商業施設においては、当然ですけれども、収益性が見込める、本来は備わっているべきものですが、そうでない、例えば前のほうにありますコミュニティセンターとか、これなんかはどうやっても収益性が発生しないものです。となったときに、収益性のないものについては、必要最低限の経費等がベースになってきます。

一方で、収益性が見込める施設については、その収益力ですね、どれぐらい収益が生めるのか、実際生んでいるのか、それらを、一概にこれは幾らだよねというものはないんですが、その施設並びにそれに付随する事業を総合的に勘案しまして、それぞれを見直してきたという経緯があります。

その見直しが、ひとまず少なくとも私の持ち得る知見において、これ以上は見直しが無いというものについては、1年ではなく3年または5年、そのように決定をしました。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 今、収益性のある施設というのを言われたんですが、収益を増やすためには、管理期間の年数に合わせて投資をすると思うんですね。そこら辺のところの収益を上げるための管理者の考え方なんかも聞かれた上で、単年度にされたのか。その投資のことも含めて、市長の考えを言われて、相手が理解して、なら1年やってみますと、こういうことになったのか、そこらをお聞かせください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっと私のほうで質疑の趣旨がつかみかねるので、私が当初より思っているところだけをお伝えしておきます。

長期的な投資云々ができるのかできないのか、やっているのかやっていないのか、それらを見直すために1年刻みにしました。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今の市長は、一応市長の考えで、これでやってみてくださいということで、1年にしたというふうに聞こえるんですけど、やってみよって、

途中でどうにもならんということになったら、助け船は出るんですか、出ないんですか。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 もうあのぐらいで分かると思って言ったんですが、管理料を決められて、それで1年やるんですね。今、市長が言われたように、収益を上げるための努力をやっていかないかと。そのためには、いろんな考えがあるんで、やってみてくださいということと言っとるんじゃないと思うんです。

ですが、この管理料で12月頃までになって、もうもたんということになったら、市のほうから追加管理料を出される考えはあるのかなのか、教えていただきたいと。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 あるともないとも言えません。当たり前の話ですが、ケース・バイ・ケースです。そんなもの、はなから出すつもりでいたら、何のための指定管理制度か分かりません。一方で、決して何も講じないわけもありません。なので、その都度対応です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほどの答弁の中で、指定管理者をしっかりと検証していて、任せられるところに関しては3年で、1年のところはまだそれが終わっていないということだったと思うんですけれども、じゃあ今年1年、今、1年契約になっているところが、今後検証して、ここはもう任せられるなということになれば、来年度以降、3年にまた戻るといった可能性があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御認識のとおりです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今年度の予算で官民連携手法検討調査業務というのがあって、その中で、湯治村と八千代の土師ダムの公園ですね、その辺りも民間の知見を取り入れて、民間の手法で運営できないかというようなことを検討されていると思うんですけれども、その辺りが、この期間の短く設定していくところに関係があるのかなのか、お聞かせください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 今年度行いました官民連携の取組の可能性調査ですね、神楽門前湯治

村と、それとたかみや湯の森など、観光関係施設の経営分析を行いました。

その結果、これから稼いでいける施設にしていくためには、それだけの手法では難しいというふうな非常に厳し目の結果が出ましたので、それで、今後どういうふうな方向に向けていくかというのを、毎年度チェックができるようにということで、それで期間は1年というふうになったというふうに理解しております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

7つの施設で指定管理の期間が1年になるということなんですけれども、そのことについて、当の施設管理者、指定管理者との話し合いというのはどのようになっていますでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

指定管理者との調整でございますが、この間、るる協議・調整のほうをさせていただいております。

1年というのにつきましては、観光施設につきましては、了解のほうをいただいておりますというふうに認識しております。

さらに、この1年を通して、先ほどよりありましたように、事業のスリム化でありますとか、効率性を高める、そういった改善が、今、機運になっておりますので、そういったところも含めて、今後、1年調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

高下課長。

○高下政策企画課長

あわせて、この中で1年に今回見直しをしたもので、甲立駅の甲迎館がございます。こちらについては、収益云々というよりも、今、芸備線の関係の交通関係、芸備線をどういうふうにかかしていかというふうな、そういう検討が国全体で進んでいるということと併せて、公共交通計画の中でも、交通結節点としてどういう位置づけにしていくかということを見直していくタイミングでもありますので、これも1年ということでさせていただいております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

具体的な名称を言いますと、安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ、そしてその右側にある土師ダム周辺環境整備施設、これは、私も以

前から、その関係する施設管理者、これについて内容の精査を何回もしたことがあります。途中で、この土師ダムの環境整備施設、あるいはフォルテが追加されたような経緯があるんですね。そういった中で、本当に一体化して、この一体化といいますか、個別ではありますけれども、このH・F・Sさんに全体を指定管理していいのかどうかという議論も、以前、私はしたんですけれども、それは、今回、こういうふうな形で出てきておりますけれども、特にフォルテのほう、これ、支所もあそこに移転しましたよね。それ以前からのこの指定管理であったわけですけれども、それを含めて考えると、支所が行ったんなら、フォルテは直営でもいいんじゃないかというふうな思いで私は見ておったり、発言をしたことがあるんですが、その辺の検討はされたことはないんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、フォルテについての質疑ではあったんですが、フォルテに限らず、全ての施設は、その管理者をどこにするべきかというのは、検討を实际しています。で、まだ検討中のところもあります。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 絞ってお話すると、フォルテは指定管理にしたほうが合理的なのか、あるいは先ほど申し上げたように、支所が移転をした、改修もしたというような状況の中で、直営にして運営してもいいのではないかという気が私はしておったんですが、やはり指定管理をしたほうが合理的だというふうにお考えなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 結論が出ていないので、1年の期間になっています。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 この指定の契約期間なんです。昨年だったと思いますが、1年の契約があったんですね。何で1年かという質問の中で、初めての参加者ですから、様子を見ると、だから1年と。他のものについては、実績に基づいて、もう3年でやるんだと、こういう答弁が前回あったと思うんです。

その流れの中で、新年度予算とも関連してくるんですが、契約期間は3年というのが当局の説明の中であったものを、本年の契約から1年です。よと。収益があるものは、収益を考慮した上で、この1年やってみてくださいということで、1年契約に変えていくというのは、いかがなものか。3年でもう契約してもらえんだという、管理者のほうはですね、それに基づいて管理をしてきておると思うんですが、その辺は何の支障もないんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 はい、全く問題がないと認識をしています。なぜならば、執行権の範囲、裁量の範囲だからです。

基本的な考え方はお伝えをしましたが、それはあくまでも基本的な考え方にすぎません。で、何よりも、今、既に先ほど、なぜこの期間を変えるのか、その理由についてもきちんと説明をしました。むやみやたらに期間を変更したわけではありませんので、十分、理屈が通っていると思います。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第5号に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論あり〕

○芦田委員長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
山本委員。

○山本委員 反対討論をさせていただきます。

先ほども言いましたが、指定管理者は、市長の紳士協定に基づいて、最初は1年、次は3年という契約の中で更新をしてきておられます。そうした中で、本年に限って、運営について、市のほうで見るから1年でやってくれというように考えを改められる。やりよった指定管理者は、いきなりそういうふうな話になって、困惑をしないとという部分も随分あると思うんです。予算を見たら、相当減額された団体もあります。予算の中で管理者と詰められたら、私はそれでよろしいんじゃないかというふうに思うんです。

要するに、今までの契約期間、約束事ですね、それを本年の更新で単年度に変えるということは、理解しがたいので反対をいたします。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 発言に不正確な内容がある場合、止められないんですか。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 それでは、休憩を閉じて、会議を再開します。  
続いて、賛成討論の発言を許します。  
熊高委員。

- 熊高委員 先ほど質疑の中で、市長、あるいは執行部の皆さんが答弁をされた内容で基本的には納得できたということで、賛成をしたいと思います。
- とりわけ、1年の指定管理期間だったものが今回から新たに出てきたということに着目を議員の皆さんもした発言が多かったですが、私もそのところに着目してお聞きをしたんですけれども、経営という視点をしっかり危機感を持ってもらうという意味合いで、1年という期間にしたと。その期間の取組を十分精査しながら、今後の指定管理をどう考えていくかというふうな答弁だったように私は受け止めましたので、そういう危機意識を持った経営というのを、それぞれの指定管理を受けられた皆さんがやられるという意味で、この指定管理一覧表にあるような内容でいいというふうに私は判断をして、賛成討論とさせていただきます。
- 芦田委員長 続いて、反対討論の発言を許します。
- 先川委員。
- 先川委員 私は、反対の立場で討論したいと思います。
- 指定管理者制度そのものがどうなるのかという議論が深まらない中で、先ほど市長さんの答弁の中で、検証の中で、執行権の範囲内だと、こういうお話がありましたけれども、これまでの経緯等々を考えたとき、この1年でというのは、私はちょっと唐突過ぎるのではないかと思いますので、反対といたします。
- 芦田委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
- 田邊委員。
- 田邊委員 賛成の立場で討論させていただきます。
- 先ほどの質疑の中で、今回1年であるけれども、検証して、それをしっかり任せられる団体であれば3年に戻る可能性もあるという答弁をいただきました。
- また、過去の施設の契約年数を見ると、やはり3年契約の後に1年契約になっているものも存在しておりますので、そういった中で、今後、今年が1年だけれども、また3年契約に戻る可能性もあるというのを、しっかりした団体を選ぶという姿勢は、それでいいのではないかと思いますので、賛成とさせていただきます。
- 芦田委員長 次に、反対討論の発言を許します。
- 〔反対討論なし〕
- 芦田委員長 次に、賛成討論の発言を許します。
- 秋田委員。
- 秋田委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。
- る、質問がいろいろとございまして、答弁をいただいて、それを判断材料にする中で、まずやっぱり1年しっかり中身の検証はするということと、それはされて、それで1年たって指定管理の期間が来たときには、その内容によっては3年間にする可能性もあるというのが1点と、何よりも私、産業系のほうの施設をずっと重視して見ていたんですが、ほ

ばここが多いんですね。これが、今の執行部の質疑の答弁の中で、了解を得ていますということを知ったので、了解を得ておられるんなら、まずしっかり1年を、その指定管理者の方も吟味しながら中をやっていたきたいし、到底、難しい部分はあるという気持ちでおったんですが、そのこのところを賛成の基本にさせていただきたく、そこを賛成討論の基本にさせていただきます。

○芦田委員長 反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○芦田委員長 続いて、賛成討論の発言を許します。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど来、質疑の中で疑問点が解消しました。1年間という短い期間にすることで機動的な対応ができると、軌道修正を図っていく。また、検証期間を経て、3年なり5年なりというふうに変化した軌道に乗せていくことが、この本市にとって大切だと思いますので、この1年間という短い期間になるんですけれども、そのあたりでしっかりと次の持続的な経営の可能性を模索していただきたいと思いますと思ひまして、賛成とさせていただきます。

○芦田委員長 続いて、賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第5号の審査を終了します。

次に、議案第6号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 それでは、議案第6号について、要点の説明をします。

高宮町用地地区において、携帯電話不感地域を解消するための事業を計画しており、財源として、いわゆる辺地債を活用するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、総合整備計画を策定するものです。

詳細は、担当課長より説明をいたします。

○芦田委員長 高下政策企画課長。

○高下政策企画課長 説明資料で説明をいたします。

この総合整備計画を策定するに至った経緯としましては、安芸高田市

内の携帯電話の不感地域の現状を調査したところからになります。

この資料の裏につけております別紙を御覧ください。

携帯電話の不感地域は、大手携帯キャリアのいずれの電波も届かない地域とされており、毎年、総務省のほうに報告をしているものでもあります。

市内の携帯電話不感地域は10か所ございます。その中に、71世帯が住んでおられます。

美土里町、高宮町の谷あいの地域に多く、大半は5戸以下の小さな集落ですが、37戸ある高宮町用地地域が最大で、全体の戸数の半分以上を占めています。

もとの資料に戻ってください。

この状況を解消するためには、携帯キャリアがアンテナ、いわゆる基地局を建設をしてくれることが必要ですが、受益者が少数の場合には、民間事業者による建設が見込みにくいため、国は携帯電話エリア整備事業を準備をしています。携帯電話不感エリアの解消を目的に、地方公共団体が基地局を建設し、携帯キャリアにその施設を貸し出して運営するというものです。この事業を利用することで、市の負担は2分の1になります。想定の実業費は、1基当たり3,300万円、市の負担は1,650万円となります。

安芸高田市の全ての不感地域を解消するためには、1億円を超える負担が必要で、これはなかなか難しいと考えております。

そこで、不感地域全体の戸数の半分以上を占める高宮町用地地域にこの事業を適用すべく、令和6年度事業への申請を行います。

また、この高宮町用地地域は辺地として指定をされているため、市の負担分については、辺地債を利用したいというふうに考えています。

辺地債を利用することで、償還額に対する地方交付税措置が80%となります。その財政上の特別措置を受けるために、この総合計画を作成して、議決を受け、それを広島県を通じて国のほうに提出をするということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 アンテナを立てるといってお話だと思っただけですけども、立てた後のアンテナの維持管理というのは、どこが所管することになりますでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 この基地局を使って運営事業をしようとする携帯キャリアが管理をしてまいります。



- 芦田委員長 答弁を終わります。  
南澤委員。
- 南澤委員 となると、立てた後に、市の債務というか、負担が発生するという  
ことは考えなくてよいというふうに思ってよろしいでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下課長。
- 高下政策企画課長 はい、そういうことでございます。今回は辺地債を使いますので、そ  
の償還が残りますが、基本的には、管理・運営はキャリアが行うという  
ことになります。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 この事業は、生活基盤の整備に当たりますんで、いいことだなとい  
うふうに思ったんです。  
しかし、他にまだ多くの不感地域がありますよね。これらも、やっぱ  
り市の生活基盤の整備という観点で随時やるべきじゃないかと思うん  
ですが、今の説明の中では、37戸あるんで、やるんじゃないかという  
んで、次が、将来が見えんような説明だったと思うんですけれども、不  
感地域の将来についてはどのように考えておられるんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下課長。
- 高下政策企画課長 この地域には、まだ多くの不感地域が残ります。国自体は、この不感  
地域をゼロにしていくということを言っておきまして、そのための事業  
が、この総務省の携帯電話等エリア整備事業ということになっています。  
これ以外に方法が市として関わるすべがありませんので、国のほうに  
も、昨年、この実態をお知らせをした上で、国としてももう少し手厚  
い支援をしてもらいたいということで、要望に、総務省と、それとデジ  
タル副大臣のほうに市長に行っていたいております。  
そういう取組をしながら、不感地域がなくなるところを、国とも、実  
情を伝えながら進めていきたいというふうに思っています。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員 説明の中で、辺地債の利用が可能ということで今回あったというこ  
となんですけど、他の10か所あって、今回、半分以上が対象になったわけ  
ですけれども、他の地域は、その辺地債というのは使える可能性はどの  
ようにあるんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下課長。
- 高下政策企画課長 先ほど申し上げた10か所の不感地域の中で、辺地に当たっております

のが、今、地図を見ていただければ、1番の内山地区、2番の上青、それと7番の用地、この3か所でございます。

ほかということであれば、1番と2番ということになります。

○芦田委員長 答弁を終わります。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 少し補足をさせていただきます。

辺地の要件でございますが、これが例えば地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有する、あるいは辺地のいろいろな不便さをはかる点数でこれを示すようになっておりますけれども、それが100点以上あること、そういった要件がございます。

で、先ほどの用地地区につきましては、人数が67名ということで、50人以上という要件を満たしております。

で、その他につきましては、その人数的な要件を満たさないということで、辺地債の活用というのは難しいというふうに考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 辺地債については、十分分かりました。

それで、今回の雪でも、お太助フォン、あるいはNTTの電話、そういったものが倒木等で影響を受けたり、基本的には、お太助フォンは停電すると使えないということもありますので、そういった地域もかなり見受けられるというふうに認識はされておると思うんですが、辺地債が使える使えないということは財政上当然あるんですけども、そこらをどのように把握されて、今後、こういった取組をされていく可能性があるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 不感地域のところで、そういう通信が難しい状態を何とかしたいというふうな意味合いでいきますと、これは新年度の予算に入れておるものですが、スマートフォンを持って、自宅でWi-Fi環境をつくることができれば、何らかの通報、LINEの電話を使うとか、インターネットの利用した通信というのでできる環境をつくれるというふうに考えております。

ですので、この不感地域などについては、不感地域についての限定ではございますが、Wi-Fi環境をつくるための支援策というのを今回講じることを検討しております。

これで十分ということには当然ならないのですが、今まで危ないことがあったりとかというときに、何も連絡ができんよということを少しでも解消しようということで、そういう取組を考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 今、詳しく答弁いただきまして、かなり理解も進んで期待もするんですけども、先ほど申し上げたように、停電時、Wi-Fiが使えるか使えないかというのは、私も詳しく分かるレベルじゃないんでお伺いするんですが、停電時のWi-Fi環境、そういったものとの関係というのはどんなふうになるのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
高下課長。

○高下政策企画課長 停電時においては、Wi-Fiの環境をつくることは残念ながらできないと、今の技術では、そういうふうになっておると思います。そこは、今後、全体のことにも関わることだと思いますので、検討していきたいと思えます。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。

○熊高委員 その辺、認識していただいておりますということで、少しは光が見えたような気がしますし、もう1点、大体に車で走行しておると、旧の町境辺りが不感地域になることが多いんですね。これは、今のような社会ですから、移動しながらという携帯電話を使うということも多いわけで、この辺も含めて意識をされておるのかどうかというのだけ確認したいと思えます。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
高下課長。

○高下政策企画課長 おっしゃる状態があることは承知しております。ただ、その全域をカバーするというのは、いずれにしても難しい状況はございますが、国の制度もよく見ながら、そういう環境が改善できるようにということは考えていきたいと思えます。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第6号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第6号の審査を終了します。  
ここで、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
報告事項に移ります。

「安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定について」報告を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 都市計画マスタープランについては、2月2日に第4回策定委員会を開催いたしました。本日は、その概要と今後のスケジュールについて報告をいたします。

詳細は、担当課長より説明をいたします。

○芦田委員長 高下課長。

○高下政策企画課長 それでは、御説明いたします。

本日の説明は、12月の総務文教常任委員会で御説明して以降の都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定の進捗について、御報告をいたします。

お話しする内容は、2月2日に行った策定委員会に関するものとなって、資料は既に市のホームページに載せておりますので、ポイントのみお伝えをいたします。

1ページ左上の部分を御覧ください。

2月2日の策定委員会では、前回10月7日の策定委員会の振り返り、立地適正化計画の検討、全体構想、地域別構想の一部見直し、実現化方策の検討を行いました。

前回の策定委員会での指摘事項は、その下、1ページ目左側の表のとおりです。

それぞれ出された意見については、地域別構想や実現化方策の重点プロジェクトとして反映するなどの対応としております。

また、1ページ目右側、将来都市構造、地域別構想の見直しについても触れております。

この内容の主なものは、吉田町可愛地域の道の駅「三矢の里あきたかた」周辺を、地域拠点・住環境保全ゾーンとして追加したことが主なものです。

2ページ目を御覧ください。

立地適正化計画における防災指針を検討した部分です。

そもそも立地適正化計画は、居住機能や都市機能の誘導によって、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進するために策定をする計画です。

前回の策定委員会では、立地適正化計画を策定する区域を検討するに当たって、将来も一定の人口密度が見込める範囲などを抽出をして、都市機能誘導区域を設定しました。

今回は、その周辺に居住誘導区域を設定する検討を行っています。

右下の図が、その居住誘導区域として設定をする区域でございます。

この地域については、左側のページにあるとおり、洪水リスク、土砂災害リスクがあるというのが、防災上の課題となっております。

将来も一定の人口密度を維持できる区域を守って都市機能を維持するためにも、右上にあるような方法で対応していくということを取りまとめております。

様々な課題に対して、ハード事業・ソフト事業による被害の低減、それから移転などによる被害の回避を行っていくというふうに定めています。

3ページ目を御覧ください。

左半分が立地適正化計画に掲げた誘導施策、右半分が都市計画マスタープランに掲げた実現化方策というふうになっています。

まず、左側、立地適正化計画の誘導施策としては、表の中に挙げております丸の数字、6つの取組を挙げております。

国や県の事業を活用して実施するもの、それから公共交通計画などの計画の策定によって進めていくものなどがございます。

右側、都市計画マスタープランの実現化方策としては、表に掲げたものが主なものとして挙げておまして、実施期間、長期にわたるもの、それから短期にわたるものがございますけれども、いずれも中長期にわたって実施をしていくものというのが大半でございます。

1ページ目に戻ってください。

左側の一番下、今後のスケジュールです。

現在、パブリックコメントがちょうど終わったところでございます。意見を取りまとめて整理をした上で、3月24日、最終の策定委員会、そして4月下旬の都市計画審議会というふうに進めていく予定でおります。

以上で、説明を終わります。

○芦田委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありますか。

南澤委員。

○南澤委員

1ページの右側、将来都市構造の見直しのところです。

「三矢の里あきたかた」周辺を副都心としてということなんですけれども、この副都心というのは、どのように定義されているのでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長

副都心という定義について、お答えいたします。

もともと、この市役所の周辺を、この中心拠点というふうに位置づけ

ていまして、ここを本来の都心というふうに位置づけておりましたが、この都心のエリア自体が、防災的な問題であったり、その可住地、家が建てられるところが少なかったり、そういった問題もあって、居住をある程度誘導するには、短期的には難しいというところで、可愛地区、道の駅周辺が、小学校・幼稚園とか、非常にいろんな機能、施設が充実しております、開発の圧力も非常に強いところございまして、ここを副都心、その中心拠点の副機能を持たせていきたいというところで、ここに居住を誘導していこうというところで、便宜上、副都心というふうな名称にしています。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 関連するんですが、この副都心というのは、この計画を立てる前はなくて、新たにそういう考えが、この策定委員会の経過の中で生まれてきたということで理解していいですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長 この副都心、道の駅周辺に新たに居住を誘導する、今ある機能を維持して居住を誘導するという、そういう機能を持たせた、その根拠としまして、もともとは御指摘のあったとおり、市役所周辺、これを中心拠点にしていて、その周りにある支所の周辺が地域拠点でございましたが、まず一つは、地域の意見交換会、吉田町の意見交換会をしました。

その中で、この可愛地区には、非常に小学校とか幼稚園とか、いろんな機能があって、これをもっと発展させたほうがいいんじゃないかという地域の声が、まず一つございました。

それから、もう一つは、この市役所の周辺、この中心拠点ですね、この周辺について、いろんな浸水の状況であったり、実際にこの都市計画区域でございまして、家を建てようとする、4メートル以上の接道要件というのがありまして、なかなかその可住地自体が非常に少ないというところもございまして、この可愛地区について、短期的に居住を誘導できるというポテンシャルもありますので、そういったところも総合的に踏まえて、この地区を副都心というふうに位置づけました。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 それでは、1ページ目の左側のページの下なんですけど、周知の欄ですね、今後のスケジュールの中で、2月8日から28日にパブリックコメントを実施し、終了したという説明だったんですが、パブリックコメントというのは、総務省が自治体に、こういうのに準じてやってくださいと

いうものを出していますよね。30日以上縦覧というんですか、そういうものの期間を設けないけんを書いてあったように思うんですけど、ここらはどうだったんでしょうか。日にちが足らんような気がするんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 法に定めた形では、確かに行政手続法の中には、そう定めたものもございしますが、現状、庁内で実施しておりますものとして、任意で広く意見を聞くというふうな形の手続と捉えて実施しておる部分でございしますので、これは、いわゆるパブリックコメント、皆さんの意見を聞くというふうな期間で設けておるものでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 その周知のことについてですが、広報紙等での周知をすると書いてあるんですが、2月8日から28日の期間ということだろうと思うんですけど、広報紙は何月号の何ページに載せられたんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 広報紙は、1月末に発行されました2月号で記事を挙げております。ごめんなさい、ページは、今、覚えておりません。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 私が見落としたんじゃないかと思いますけど、見たんですが、載っていないんで、もしかしたらどうなんかなと思って、今、質問したんですが、じゃあ分かりました。また、今度、改めてじっくり見てみます。

次に、3ページの重点プロジェクトのところ、若干分からないところがあるんで、お伺いいたしますが、一番上の空き地や空き店舗の活用支援というのが書いてあるんですけど、末尾に「商業・事業用の空き地や空き店舗の活用を支援します。」と書いてあるんですね。どんなことが想像されるのかが、想像できるものがあつたら、答えられれば聞かせていただきたいと思うんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長 今、御質問がありました商業・事業用の空き地・空き店舗の活用の支援策につきましては、現時点で、まだこういった支援をしていきたいというのは決まっていません。あくまでも、こういうことをしていきたいという位置づけでございまして、現状においては、空き地・空き店舗等については、ホームページ等で、この広報的なところで市のほうで支援をしているというのが、今の現状でございます。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　　まず、先ほど徳澤次長の答弁の中で幼稚園という表現があったかと思うんですけど、可愛地区は保育園かと思うので、そこは確認をさせていただきたいなと思います。

○芦田委員長　　徳澤次長。

○徳澤企画部次長　　御指摘のとおり、大変失礼いたしました。保育園でございます。

○芦田委員長　　南澤委員。

○南澤委員　　ありがとうございます。

副都心ということで、住居が誘致できるように、誘致というか、そこに誘導できるようにということなんですけれども、それによって何か土地の利用等に関して変化がございますでしょうか。

○芦田委員長　　答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長　　土地の利用につきましては、今現状におきましては、都市計画区域というのが、この市役所の周辺一部のエリアに指定されております。この指定するエリアではありませんので、特段、土地利用として、このマスタープランに位置づけることで変わるというものではありません。

ただ、本市としては、この道の駅周辺のエリア、この資料の1ページ目の右下の地域別構想の見直しのこの黄色いエリアですね、このエリアに居住を誘導していきたいということをマスタープランの中でしっかりと位置づけているということで、居住を誘導する施策についても、今後、検討していきたいというところでございます。

以上でございます。

○芦田委員長　　答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員　　この都市計画マスタープランの、先ほどの地域別構想の見直しということで、地域居住エリアを、その住居エリアを確保したいというお話なんですけれども、この1枚目の裏の右側の下ですね、立地適正化計画の居住誘導区域の範囲ではないと思うんですけど、ここの整合性が取れていないように感じるんですけども、教えてください。

○芦田委員長　　答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長　　今の居住誘導区域と、この1ページ目の右側にございます住環境保全ゾーンの中で、一般居住エリアというのが、この黄色いエリアでございます。この違いなんですけど、居住誘導エリアにつきましては、都市計画区域の中で立地適正化計画を定める上で、立地適正化計画の根拠法である「都市再生特別措置法」の中で位置づけられた区域になるんですけども、都市計画区域の中で、居住を誘導するエリアを居住誘導区域というふうに指定しています。



今回、副都心、その他、各支所ですね、支所のところにも、この一般居住エリア、ちょっと分かりにくいんですけども、この黄色で書いてあるところ、凡例、ちょっと見えにくいんですけども、一般居住エリア、黄色の区域で示していますけれど、このエリアにつきましては、都市計画区域の外にありますので、立地適正化計画で居住誘導区域を定めることができません。

そのため、市域全域の中で居住を誘導するエリア、これを一般居住エリア、都市計画区域外につきましては、このマスタープランの中で位置づけているというところで、この差別化をしているということでございます。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員 いわゆる計画の範疇で分けていて、場所が、その範疇外だから分けてあるんだという説明だったと思うんですけども、とはいえ、いわば計画が2つあったとしても、安芸高田市というまちは1つで、その吉田町の中で、ここに居住エリアをとるか、人を誘導させたいんだっていう、いわゆる事実としては、多分、一個だと思うんですね、まちの姿勢として。計画は2つあって、2か所、居住誘導エリアは、計画は別々だから、あるけれども、じゃあ実際にどこに住んでもらおうかというのは、市の方針としては、ここっていうふうを示すというか、設定したほうが効率的ではないかと思うんですけども、質問の意図が分かりにくいかもしれないんですけども、2つに何か分かれているって、何か非常におかしな話なんじゃないかなというふうに感じるんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

徳澤次長。

○徳澤企画部次長 まず、繰り返しになりますけど、居住誘導区域というのは、立地適正化計画の中で定める区域になりまして、目的としたら、居住を誘導するというエリアです。

今、御指摘のございました、ほかにも一般居住エリアとして居住を誘導するエリアがあつて分かりにくいという御指摘だと思うんですけど、この計画においては、中心拠点は設けていますけど、地域拠点を設けていまして、コンパクトシティを形成する上では、各支所の周りに拠点を設けていきたいと。そこに当然人が住んでいただいて、そこにある病院とか、いろんな機能を維持していきたいというふうに考えていますので、当然、その各支所の周りがある、この黄色で示す一般居住エリアについても、しっかりと居住を誘導していきたいと思っています。

当然ながら、この立地適正化計画の中に定める、この中心部の居住誘導区域においても、当然、居住を誘導していきたいというところで考えていますので、同じように考えて、その住む選択自体は市民の皆様の自

由でございますので、ここに人を集めていって、その機能をしっかりと維持をしていくという意味では、同じ区域になります。

以上でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員 そのこの新たに出てきた地域拠点区域、要は、1枚目の右側の、この黄色の部分ですね。このエリアにいろんな施設があるので、ここを住居エリアとして今後やっていきたいということなんですけど、この場所って非常に比較的安芸高田市の中でも平らなほうだと思います。農地として非常にいい平らな農地がたくさんあるようなところだと思います。だから、住みやすいというふうにも思われたんだと思うんですけども、そういう生産性の高いであろうエリア、農地を潰して住居にしていこうというふうに何か見えてしまうんですけど、そういうことではないんでしょうか。それとも、やっぱりそこを住宅地として開発したいというお考えなのか、そこをちょっと教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画部長 この居住を誘導していこうとする区域、誘導というか、各旧町で言えば、支所のあるところが中心になってくると思いますが、特にその農地に関して、そこを開発していこうということを強く言っているものではないです。

いろいろ機能が集約されておりますので、やっぱり利便性の高い地域だというふうにも思いますので、そこへ人が移住をするのであれば、そういったところのほうへできるだけ集まっていけるような思いを持って、この構想を立てていくというもので、特に農業についてどうこうと、農地についてどうこうということではございません。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 2ページの立地適正化計画内における居住誘導区域なんですけれども、その上の防災対策のところでも、4段目のところに、保育施設、教育施設が土砂災害のリスクの高いところにあるというところで、この辺りのことがあるので、吉田の保育所や幼稚園を認定こども園として、旧田んぼアート公園予定地の指針が示されたのかなとは思いますが、居住誘導区域に保育施設がなくなるという計画だというふうに理解をしているんですが、それで居住誘導ができるのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 保育所につきましては、吉田地域、適地をいろいろと検討する中で、

結果として、田んぼアート公園の跡地のところへというふうなことで検討を始めました。

居住誘導地域の居住誘導を図っていくための施設としては、そのほかにもいろいろございます。保育所がなくなったからということで、居住誘導のことが一切できなくなるというふうには考えておりません。

それ以外のことで、現にここが中心の拠点としての機能を有していることは、揺るぎない事実だというふうには考えています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 今の答弁は、保育所がなくなっても居住誘導が可能だというお考えだということですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 はい、なくてもできるようにしていくというふうなことでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 なくてもできるようにしていくという、で、その子育てを考えたときに、当然、近くにあったほうが利便性が高くて住みよい環境になると思うんですけども、なくてもできるようにしていく、具体的にどのような方策をお考えなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長 これは、マスタープランの説明ということになっております。今は、その回避をしてというふうなことで、保育施設の部分について、そういう方法があるというふうなことで挙げているものでありますので、具体的に保育所を移動させるというところについては、また別の議論が必要かなというふうに思っております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

石丸市長。

○石丸市長 この居住誘導区域なんですけれども、いろいろな要素で成り立っています。その何かは抜けた途端に成り立たないというものではないんですね。

なので、今の論点でいけば、保育所・幼稚園、現状は災害リスクがあるという事実が存在します。ですので、まずもってこれをクリアにする、課題を解決するのが最優先とします。その上で、あるもので居住誘導をしていく、それだけです。

その際に、この現状、ちょっと今、説明をしなかったところもあるんですけども、現状定めてある、この立地適正化計画、居住誘導区域だけにはどうやっても収まり切らないので、可愛地域ですね、そこを副都

心として定め、そちらも利用していこうと、そのように計画を立てています。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。

○熊高委員 最初のほうの議論で、副都心構想といいますか、そういった議論の中で、この庁舎地域は、水没する可能性がかなり高いということでしたが、再確認なんですけれども、今の田んぼアート公園の予定地であったところ、ここは水没という可能性というのは、改めて確認をしておきたいんですが、どのように見ておられましたか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
猪掛部長。

○猪掛企画部長 ハザードマップ等で確認をいたしましても、そのエリアにつきましては、水没の可能性というのは今はないと、色がついていない場所でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定について」の報告を終了いたします。  
ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
これより、教育委員会に係る議案審査を行います。  
先に教育長より挨拶を受けます。  
永井教育長。

○永井教育長 本日は、社会教育施設及び文化施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案理由、さらには2件の報告をさせていただきます。御審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

○芦田委員長 それでは、議案第24号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、議案第24号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。  
本案は、美土里体育センター等の廃止及び美土里地区の地番の変更に

に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細については、生涯学習課長が説明をいたします。

○芦田委員長

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

それでは、説明資料を御覧ください。

1. 改正内容です。

旧刈田小学校体育館ほか5施設の廃止及び重複地番解消による美土里地区所在施設の地番の変更による改正です。

次に、2. 廃止する施設の概要ですが、旧刈田小学校体育館、旧小田東小学校体育館及びグラウンドは、令和5年4月から民間活用を予定しており、廃止をするものです。

美土里体育センター及び隣接の美土里北生コミュニティスポーツ広場は、既に令和4年4月から利用停止としておりまして、このたび廃止をするものです。

最後に、3. 地番の変更の内容ですが、美土里総合運動公園及びその附属施設について、資料のとおり、地番が変更となるものです。

説明は以上です。

○芦田委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

廃止する施設について、特に民間活用予定ではないところについては、今後、どのような扱いになりますでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

民間活用でない施設ということになりますと、美土里の体育センターということになると思うんですけども、当然、電気等は止めさせていただきまして、すぐ解体ということにはなりませんので、とりあえず教育委員会のほうで、例えば倉庫で活用するとかといったところで、当面は管理をしたいと思っております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第24号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第24号の審査を終了いたします。

次に、議案第25号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは、議案第25号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本案は、吉田文化創造センターの廃止及び美土里地区の地番の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細については、生涯学習課長が説明をいたします。

○芦田委員長

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

それでは、説明資料を御覧ください。

1. 改正の内容です。

安芸高田市吉田文化創造センターの廃止と重複地番解消による美土里地区所在施設の地番変更でございます。

2. 廃止する施設の概要です。

吉田文化創造センターは、隣接の老人福祉センターと共に昭和58年3月15日に竣工した施設で、以来、文化創造センターは、若者を中心にコンサート会場等として利用されておりましたが、近年は施設の老朽が進み、また利用も限られてきたことから、令和4年4月から利用停止としていたものです。

3. 地番の変更の内容ですが、美土里生涯学習センターまなびについて、資料のとおり地番が変更となります。

説明は以上です。

○芦田委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

廃止する施設ですが、今後は取り壊しということになるのでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

先ほど申し上げましたように、この施設につきましては、隣接の老人福祉施設と一体のものとなっております。老人福祉施設のほうも、このたび廃止ということになりますので、一体的に、今後、すぐ解体ということはありませんけれども、民間活用も探りながら、今後の検討課題ということになろうと思っておりますが、今のところ、文化創造センターについては、活用等、聞いているものではございません。

- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第25号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第25号の審査を終了いたします。  
続いて、報告事項に移ります。  
「学校規模適正化推進事業の進捗状況について」報告を求めます。  
宮本教育次長。
- 宮本教育次長 それでは、報告事項の①学校規模適正化推進事業の進捗状況についてです。  
中学校統合について、第2回保護者説明会の開催状況とアンケート結果について報告をいたします。
- 芦田委員長 柳川教育総務課長。
- 柳川教育総務課長 1ページ、報告の1点目、中学校統合についてでございます。  
昨年末に開催をした保護者説明会とアンケート結果について報告をさせていただきます。  
本件につきましては、今年度、4月から7月にかけて、保護者を対象に1回目の説明会とアンケート調査を実施をし、そのアンケート結果を受けて、市長と教育委員で構成する総合教育会議を3回開催をし、情報共有と意見調整を行ってきております。  
昨年12月に、校数の案に対する長所・短所を再度整理をして、保育所・幼稚園・小・中学校の保護者を対象に2回目の説明会を開催いたしました。  
開催状況については、(1)イに記載のとおりです。ウェブ配信も含めて各町の文化センターで開催しています。  
説明会の後に、2回目の保護者アンケート調査を行いました。  
集計結果について、次の2ページをお願いいたします。  
全体の回答者数は479人、回答率は43%という結果で、町ごとの回答率については、記載のとおりでございます。

3ページですが、説明会の参加について、ウェブ配信、資料を読んだことを含めて、「参加した」が43.8%、「参加していない」保護者の割合は56.2%ということになりました。

続いて、4ページです。

説明会の理解度についての質問項目になりますが、「十分に理解できた」が12.8%、「ある程度理解できた」が59.2%ということで、説明の内容につきましては、おおむね理解をしていただいたものと解釈しております。

続いて、5ページになります。

校数の案の説明を聞いた上で、校数をどう思うかという問いにつきましては、3択で、「1校案がいい」が42.4%、「2校案がよい」と「わからない」が28.8%という結果となりました。

甲田町を除いては、他の5町については、1校案の選択が一番多い結果ということになりました。

1回目のアンケートでは、「2校案」の選択が39.1%、それから「1校案と3校案」が30.4%という結果でございましたので、数字だけの比較をしますと、「1校案」の支持の割合が増えているという状況になっております。

以上が、アンケートを集計した結果となります。

今回のこのアンケートを基に、さらなる協議・検討を進めていくことはもちろんなんですが、まだまだ保護者の方に十分理解をしていただけていない、情報提供が十分できていないというふうに感じておりますので、今後、さらに機会を捉えて保護者の皆さんに説明を尽くし、情報を浸透させていきたいというふうに考えております。

6ページに今後のスケジュールを載せておりますが、現在、学校運営協議会での報告を終わって、3月16日には、市のPTA連合会の役員会で報告を予定しております。

それから、時期はまたもう少し先になるかも分かりませんが、今後は統合計画の素案の作成につなげていきたいというふうに考えております。

子どもたちにとって最もよい学習環境、ソフト・ハードを含めて、このままでは古い状況が続きますので、まずは当事者である保護者の方を中心に、引き続き情報提供と説明並びに意見交換を継続していきたいというふうに考えております。

1点目の報告は、以上でございます。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 6ページで、学校運営協議会での説明の概要が示されているんですけども、ここでの説明内容に対する質疑とか御意見といったものは、どういったものがあつたでしょうか。



- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 いずれの会場も、報告という形で5分から10分程度の時間だけだったということもあるのかも分かりませんが、特に運営協議会の参加の委員の方からの質疑等はございませんでした。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 この6ページの学校運営協議会での説明、各地域でされていると思うんですけども、全体で何名ぐらいの方に向けて説明をされたということになるのでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 各地区で運営協議会の委員さんの人数が多少ばらつきがあるんですが、それぞれの会場で20名程度ずつぐらいです。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
田邊委員。
- 田邊委員 統合に向けての説明というのを、まずその主体といいますか、当事者である保護者に向けて積極的に説明をされているっていうのは非常に理解できるんですけども、やはり地域の方に情報が全然行き渡っていないなというふうなことを感じております。  
その地域の方に向けての説明というのは、ちょっとこの6ページの表を見ると、ないようなんですけども、今後はどのように考えておられるのか、教えてください。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 今後、時期はちょっと少し特定できませんけれども、計画の素案をつくる前段で、市民の方もその内容が聞けるような会を持ちたいと考えております。  
それとあわせて、記載しておりますように、パブリックコメント等も求めていきたいというふうに考えております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 今の進捗の中で、保護者への説明もしてきたというのは報告されたんですが、その中で、もう感想で言われとるんですが、説明が不十分だということを感じるということなんで、やったということについては、

事実やられとるんですが、その中身が十分でないと、こういう認識のように言われたんで、今言う6ページですね、6ページに地域住民への説明を、今、田邊委員は言われたんですが、関係者である保護者が十分理解してもらおうような方策が、3月16日以降ですね、計画素案の作成までに、どのように十分理解を得るような計画を考えておられるのか、説明をお願いしたいと思います。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。

○柳川教育総務課長 まずは保護者の方に説明を尽くしたいということなんですが、3月には、市P連の役員会を予定をされておりまして、その前段でもちょっと代表の方と意見交換等もしたいと考えておりますのと、昨年末に実施をした説明会は、やはり時間も限られておりましたので、保護者の方の関心事の高いテーマごとというか、そういうのも例えば区切ったりして、十分理解をしていただけるような機会を持ちたいと考えております。  
以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。

○山本委員 1ページの保護者説明会のイの開催状況ですね、参加者の数を見たら、1割に満たないんじゃないかなというぐらいなところもあるんです。これらの説明会をやった結果をどのように捉まえておられるのでしょうか。  
具体的に言ったら、人数が少ないと、やり方に問題があったんかなというような反省がされとるのか、それともそこらは全く人数の少なさについては検討も加えていないということなんか、それらがあって次があるんじゃないかなというふうに思いますけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。

○柳川教育総務課長 当日の参加が少ないという御指摘だと思うんですが、記載がありますように、ウェブでの配信でいけば、93名とかといったこともありますので、最近の若い保護者の方は、こうしたウェブでの参加も割としやすいんじゃないかなということが一つありますので、そういった方面に力を入れることと、時期的に12月、寒波等もありまして、時期も少し参加しにくいようなこともあったと思いますので、そういうところも反省をして、よりたくさんの方に参加をしていただけるように、今後、考えたいというふうに思います。  
以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。

○山本委員 今の執行部の考えを聞きよったら、ほとんどこの関係者、保護者、全く理解しとらんという状況が現実なんですよ。  
で、あの寒い時期に、しかも19時からやられて、子どもがおるのに19

時からやるなんて、何を考えとるんかなという意見もある。出やすくなかったという意見ですね。

そういうようなところの意見もあるんですが、これはもう再度もう一回やり直しをすべきじゃろうというふうに思いますけど、そういうようなことは、この結果を見ての反省があるんかと思って、ちょっとお伺いしたんですよ。

ですが、その辺が返事の中で見えてこんので、もう一回これはやり直さないけんのじゃないかというふう感じとるんですけど、そこらはどうですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これをもう一回やり直すなどということはありません。

同じことを何回もやったって、結果が変わると考えるのは、幼稚過ぎます。

そうではなくて、先ほど来、執行部ずっと説明していますよね。これから違う方法で繰り返し説明をしていくと、それが全てです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 保護者に対する説明を違う方法でということ、今、答弁があったんですけども、今、山本委員がおっしゃったように、出にくい時間帯であったり、特に未就学児のお子さんがいらっしゃる家庭ですと、直接現場に行き質問をしたいとか伝えたいことがあると言っても、なかなか小さいお子さんと一緒に1時間なり30分なり説明を聞くというのは難しいということで、行けないんだという声も伺っています。

そこで、平日なり土日の昼間の時間帯だったり、あるいは託児で、お子さんを預けた状態で話を聞くことに集中できるような環境も必要ではないかと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 時間設定については、平日夜、土日も含めて対応したいと思います。

それから、託児についても、たくさん集まっていただくための一つの手法だと思いますので、その点はちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

大下委員。

○大下委員 1ページの児童・生徒の保護者の説明の開催状況の中で、美土里町が雪のため中止となっていますけど、それ以後も説明はしていないという

ことでいいんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 美土里町につきましては、当日、大雪の影響で中止とさせていただきますました。

美土里町の開催は行っておりませんが、当日は急遽の変更となりましたので、連絡メール等で案内をし、27日の吉田会場のほうへお越しいただいた方もいらっしゃると思いますが、開催そのものは中止をしております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 今回の回答では、27日に美土里町から吉田へ来いと言われた中で、これ、7人しか参加者がおってないじゃないですか。

基本的には、これ、美土里町の保護者には説明をせんでもええということなんですかね。そういうふうにはしか取れんですよ、これは。

説明を求めます。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 27日の吉田会場にも幾らか美土里町の方もお越しをいただいております。で、当日の開催については、いろいろと協議もさせていただいたんですけど、ウェブでの配信もあるということで、見送らせていただいたという経過でございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 いろいろ協議をさせてもらったというのは、どういう状況でいろいろな協議をされたんですか。

基本的に、美土里町でやる気があるんかないんか、もうせんでもええと思われとるのか、お聞きします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 この説明会を再度美土里町でということは、ちょっと今の時点では思っていないんですが、当日は、PTA会長さんと協議をさせていただいたりという中で、こういう形を取らせていただいたということでございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 分かりましたけど、これ、保護者をばかにしとるんじゃないですか

ね、それは。

よそではやりました、美土里町では中止しました。美土里町はせんので、夜、吉田まで来てくれと。それはないでしょう、いかに言っても。大事なことですよ、これは。

しないと言われるんなら、されないのしょうから、しょうがないのかもしれませんがけれども、そこらのお答えをもう一度お願いいたします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 大下委員に申し上げますが、今の御主張は、典型的なストローマン論法です。かかし論法と言います。

相手が言った言葉尻を捉えて、違う解釈を加えて、それを押し返す。典型的な論理のすり替えです。やめてください。

それを基に、言っていないことを、ああ言った、こう言ったと言い広められるのが大変迷惑です。

これまで、この議会において、たびたび頻発しています。以後、慎んでください。

で、議論を整理すると、今、この説明に対して質疑がありました。その事実に対して、美土里町ではやらなかったというのを執行部が答えたまでです。それ以上のことは言っていない。

そして、その前の答弁において、私が違う形でやっていくと申し上げました。なぜ、その答弁で、美土里町を除外して考えられるんですか。やらないなんて、一言も言っていないですよ。これが事実です。勝手な解釈をしないでください。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 勝手な解釈ですよ、それは。

ただ、だから美土里町でやらないんですかと言ったら、やらないということなんで、それでいいんですか。

解釈の違いですよ、それは市長。

○芦田委員長 大下委員、正確に、厳格に。

○石丸市長 何がどうなんですか、質問が分かりません。

○大下委員 市長がそう言われるから、そういう返事になるんです。もう答弁はいいです。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 ちょっとアンケートの3番、「保護者説明会に参加されましたか」という中で、参加された方が210名。その中で、4番、「説明会の内容が理解できたか」というのが、「かなり」の59%と、「十分に理解できた」が12.8%なんですけれども、ただ、これって参加した人のアンケートなので、結局、210名の方のグラフなんですけど、5番に関しては、「保護者

説明会の説明を聞いて、あなたは中学校統合の校数をどのように考えますか」という方は、これは人数が479名と、分母が違うんですね。

実際、4番の「十分に理解できた」「ある程度理解できた」が150名ちょっとで、5番の項目だと、138名の方が「わからない」「2校案がよい」、138名ずつですので、ちょっとグラフだけ見ると、何か皆さん理解が進んで、1校案になったのかなとぼっと見、見えるんですけども、実際の数字を見比べてみると、「理解して1校案がいい」と言った方よりも、「わからない」や「2校案がよい」という方のほうが人数が多いんじゃないかというふうに取り出れるんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 確かに、問い4と問い5の分母は違ってまして、先ほども少し触れましたけど、数字だけ見れば、前回の調査より少し1校案の支持が増えたというふうに見えるんですけど、先ほども言いましたように、まだまだこれで十分だということは思っていないので、先ほどの答弁につながるんですけども、もっとさらに情報を提供して浸透させていって、保護者に理解をいただきたいというふうを考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「学校規模適正化推進事業の進捗状況について」の報告を終了いたします。

次に、「閉校となった学校施設等の利活用提案について」報告を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 報告事項の②に入ります。

閉校となった学校施設等の利活用提案について、現在の進捗状況について報告をいたします。

詳細は、教育総務課長が説明をいたします。

○芦田委員長 柳川教育総務課長。

○柳川教育総務課長 では、7ページ、2点目は、利活用提案についての件でございます。

これまでも報告をしておりますとおり、事業提案者については、(1) 旧刈田小学校が一般社団法人国際教育合作センターでアニメデザインをメイン学科とした「専修学校」の開校、(2) 旧小田東小学校が一般社団法人地域QOL研究所で「SDGs研修センター」の開校を予定されております。

その下、2に記載のとおり、いずれの団体も、昨年10月以降、施設の現状確認や提案団体主催の地元説明会を開催をされ、今後もオープン記

念イベント等も企画をされているようでございます。

現在、4月からの事業開始に向けて、3月中に契約締結できるよう準備を進めている状況でございます。

8ページ、契約締結に向けた提案者の意向としましては、(1)の旧刈田小学校については、買取りを希望ということで先日連絡をいただきましたが、売却額が確定するまでは、校舎の部分利用で、賃貸借で可能ということでございます。

(2)の旧小田東小学校については、賃貸借希望で、グラウンドについて、一部の利用ということですので、日常的に利用する部分については、部分貸付けするように検討をしているところでございます。

その下、当面の事務手続といたしましては、契約事務までは教育総務課で所管をし、契約後は普通財産として総務部の財産管理課に所管替えすることとしております。

現在、維持管理の件でありますとか、あるいは事業実施に当たっての市費の負担は一切ないことであることとか、現状復旧義務の取扱いについて、賃貸借契約の際の貸付条件の整理を行っているところでございます。契約締結に向けて、引き続き事務を進めていきたいと考えております。

2点目の報告は、以上でございます。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 事業提案者で、(1)の旧刈田小学校のほうなんですけれども、提案団体名をインターネット等で検索してみると、事業概要ですね、アニメデザインをメインとした専修学校について、それとおぼしき情報がないと、求人情報が2件ぐらい上がっているだけなんですけれども、そういった事業ができる団体さんなのかどうなのかというのは、どのように見ていらっしゃいますでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 審査会の中で、幾らかそういった説明も受けましたけれども、こちらの資料で言えば、11月6日、それから12月17日に、地元での説明会をこちらの主催でやったんですけれども、そのときには、例えば専修学校の学生の応募要領であるとか、教育課程というんですか、1年生のときにこういったプログラムがあって、履修内容はこんなものであるとか、そういったようなパンフレットの提示もいただいております。

そういったところで確認はしているんですが、ただ、文科省なりの専修学校の設立の許可というのが、これから向こうの団体で手続をされますので、すぐこの4月から学校が開設されるということではございませんので、そういった手続もあるということでございます。

- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 小田東小学校のことで、ちょっとお伺いします。  
8ページですね、利用範囲が書いてあるんですが、小田東小学校の場合、野外活動で裏山が学校時代には1つの学校の施設としてあったんですね。この裏山は外れておるんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 提案者の意向としては、裏山も一体で、川向こうですね、一体で使いたいという希望を持たれております。地元の方との話合いで、どの辺りまで管理をしていただけるのかといったようなこともありましたので、境界等については、地元の方とまた立会をして、使って管理をしていただく方向で検討しております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員 先ほどの刈田小学校の希望団体、ここの団体実態というのは、詳細に調査をしてあるというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 審査の段階で、一般社団法人ですので、法務局への登記の関係であるとか、あるいはそれぞれ代表者の方の住所の確認であるとか、そういったことは書面上で行っております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。
- 熊高委員 活動実績とか実態というのも精査したということでよろしいんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川課長。
- 柳川教育総務課長 県外ですが、他県での活動状況とか、市民との交流状況であるとか、そういったところの確認はしております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
そのほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、閉校となった学校施設等の利活用提案についての報告を終了いたします。



ここで、説明員退席のため、14時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時09分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、陳情・要望等の審査に入ります。

「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について」の件を議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をいただきます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 それでは、陳情・要望等の説明をさせていただきます。

会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書でございます。令和4年12月18日付で提出され、令和4年12月28日付で受け付けております。

公務非正規女性全国ネットワーク代表者名で提出されております。

要旨といたしましては、一昨年、昨年と二度にわたり、全国の非正規公務員を対象とした調査を行う中で、雇用の不安定さ、低い賃金に強い不安を感じる声を多く聞いた。

保育士や司書、学芸員など、専門的資格が要るものや、市役所においては、事務職として働く人たちが会計年度任用職員として多く働いている。

恒常的に必要で、職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用でなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置づけるべきで、不安定にもかかわらず、責任は課せられ、多くの場合は低賃金で、働き手として尊厳も守られない職では、公共サービスの不安定化が避けられないとして、不安定雇用を法定化したことによって、地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度を見直すため、次の行動をしてください。

1つ、継続を希望する会計年度任用職員について一律の「公募」をやめ、希望者が安心して働くことができるような方策を取ってください。

2つ、報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。

3つ、国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する意見書を上げてください。

以上でございます。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時28分 休憩

午後 2時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
発言を求めます。  
田邊委員。

○田邊委員 現在出されている会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書についてなんですけれども、実際、会計年度任用職員に対する課題等が、こちらのほうでは書かれております。現時点、安芸高田市でも会計年度任用職員の方はたくさんおられますが、その実態について、こちらに書かれているような、例えば常勤職員との間にある処遇格差がどの程度のもので、今後、どのようにしていかなければならないのかという課題がはっきり分かりませんので、本日、結論を出すのではなく、しっかりと調査をした上での判断をするために、継続審査としていただきたいと思えます。

○芦田委員長 継続審査を求める声がありますので、お諮りいたします。  
会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書についての件を継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数と認め、本件は継続審査とすることに決定しました。  
以上で、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書についての審査を終わります。  
続いて、その他の項に入ります。  
それでは、閉会中の継続調査事項について、御協議願います。  
暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
皆さんから、閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思えます。  
南澤委員。

○南澤委員 本来、本日やる予定だった所管事務調査で上げさせていただきました官民連携手法検討調査業務を新たに閉会中の継続調査事項として上げたいと思えます。  
加えて、先ほどの会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書の件も継続調査の事項として上げたいと思えます。  
以上です。

○芦田委員長 今、16番、旧田んぼアート公園予定地の活用方針についてが入っていますので、17番に官民連携手法検討調査を入れて、18番が会計年度任用

職員の件ということでよろしいでしょうか。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時53分 休憩

午後 2時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

官民連携手法検討調査と会計年度任用職員の不安定雇用問題について、この2点を追加するということがよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 では、先ほど御意見をいただきましたとおり、官民連携手法検討調査と会計年度任用職員の不安定雇用問題、この2点を継続調査に加え、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。

よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 再開します。

そのほかに皆さんから何かございませんか。

〔なし〕

○芦田委員長 ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見がありましたら、発言願います。

〔意見なし〕

○芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これをもって、第3回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時59分 閉会